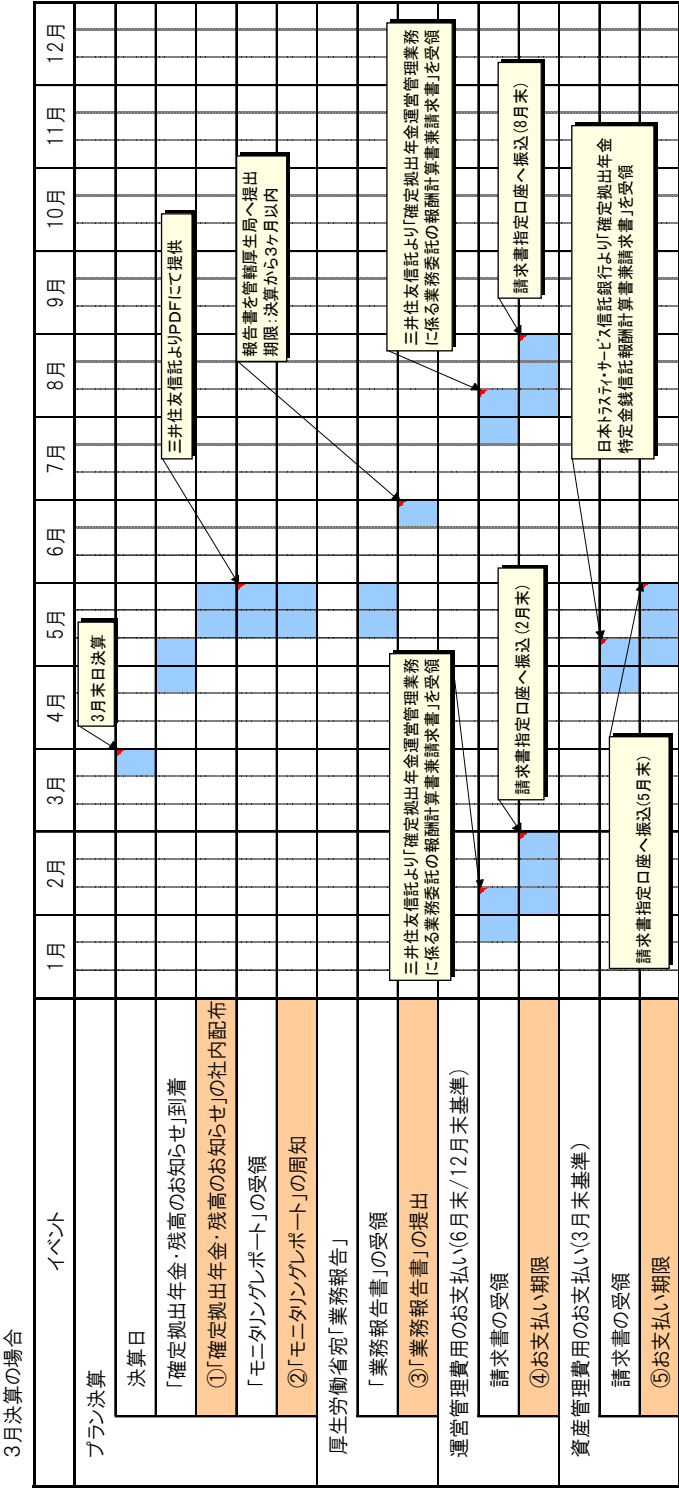


第Ⅰ章 6. 年間スケジュール

年間の定例的な事務のスケジュールは下記のとおりです。
3月決算の場合を例にしていますので、プラン決算月によって運営管理費用のお支払い以外の日程は変わりますので、注意してください。



【確定拠出年金制度運営に係る各種手数料のご案内】

項目	基準日	請求書到達目安	支払期限	支払方法
加入者登録料	毎年6・12月末	毎年7・1月末	毎年8・2月末	指定口座へ振込み
加入者管理料	1月末までの分を3月末基準で	毎年4月末	毎年5月末	
資産管理料	毎年6・12月末	毎年7・1月末	毎年8・2月末	

- ①プランによっては、3月末基準でない場合や年に複数回送付する場合もあります。
また、送付方法は、当初の契約によって、NRK社より加入者宛 郵便で直送される場合や、事業主に一括納品する場合があります。
②加入者向けの運用商品のレポートです。三井住友信託ライフガイドに掲載いたしますので、加入者へ周知してください。
③確定拠出年金法で、毎年、管轄厚生局へ提出することが事業主に義務付けられています。
基礎データが記載された帳票を送付しますので、補記、押印の上、期限までに提出してください。
④⑤請求書記載の期限(翌月末)までに、指定口座に振り込んでください。